

一般事業主行動計画の実績公表について(令和4年度実績)

区分①(女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供)

指標:事務職(総合職)の管理職(課長補佐職以上)に占める女性職員の割合

○事務職(総合職)の管理職員数:11人

○うち女性の数:3人

○女性の割合:27.3%

指標:男女の賃金の差異

全職種

区分	男女の賃金の差異
全労働者	58.5%
正規職員	66.8%
有期雇用職員等	82.1%

～追加的情報～

①医師以外

区分	男女の賃金の差異
全労働者	86.4%
正規職員	98.2%
有期雇用職員等	82.1%

②医師

区分	男女の賃金の差異
全労働者	76.9%

～男女の賃金の差異の要因・説明～

- ・病院事業であるため、医師とそれ以外の職種で全く賃金形態が異なり、医師の平均賃金が全体に大きく影響を与えていること。
- ・医師についても、時間外勤務等の勤務実態及び平均年齢から男性医師の方が、平均賃金が高くなっており、男性全体の平均賃金を押し上げていること。
- ・医師の影響を除外すると、全体の男女の賃金格差は大きく改善される。
- ・特に正規職員では、医師を除外すると98.2%となり、男女の差異は僅差となっている。
- ・なお、正規職員において、医師と医師以外では給与体系は大きく異なるものの、男女によって給与体系は同一となっている。
- ・有期雇用職員においても、職種によって賃金体系が異なることはあるものの、男女による賃金体系は同一となっている。
- ・よって、当院の「男女の賃金の差異」については、男女構成、職種構成(医師とそれ以外)、正規・有期雇用職員等の構成比率に大きく影響を受けていることがわかる。

区分②(職業生活と家庭生活の両立に資する雇用環境の整備)
指標:1人1月あたり平均時間外・休日勤務時間数

○13.0時間/月